

## 平成15年度 第1回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成15年6月17日（火）午後7時30分

場 所 市役所4階 401会議室

出席者

〔委員〕 向田直範、矢吹徹雄、植松美由紀、酒井哲夫

※三塚委員は、所用のため欠席

〔事務局〕 総務部長、情報管理課長、情報公開・統計担当主査、同担当員、情報管理担当主査、同担当員、都市計画担当主査、下水道管理担当主査

傍聴者 1名

議 題 【諮問1】 思想、信条、宗教等の情報を収集する場合について

【諮問2】 本人以外から個人情報を収集する場合について

【諮問3】 個人情報の利用及び提供の制限について

配付資料

①会議次第

②諮問書～思想、信条、宗教等の情報を収集する場合について

③諮問書～本人以外から個人情報を収集する場合について

④諮問書～個人情報の利用及び提供の制限について

⑤参考資料 類型の具体例

⑥参考資料2 今回の諮問についての補足

⑦石狩市個人情報保護条例逐条解説（＝関係部分抜粋）

⑧平成14年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況

⑨平成14年度審議会委員アンケート結果

議事内容

### 1 開会

【会長】 ただいまから平成15年度第1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。本日は、三塚委員から欠席とのご連絡をいただいております。それでは、本日の予定について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日は、諮問案件3件についてご審議いただいたあと、情報公開と個人情報保護制度に関する昨年度の実績などについてご報告する予定です。

### 2 諮問

【会長】 それでは、諮問をお願いいたします。

【総務部長】 市長は本日他の公務のため総務部長の白井から諮問させていただきます。

＝諮問内容の朗読＝

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

思想、信条、宗教等の情報を収集する場合について（諮問）

実施機関が下記の事務を執行する際には、関係者本人の思想、信条、宗教等の情報を取り扱う場合があり、いずれの事務も個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために今後も引き続き行なう必要があることから、石狩市個人情報保護条例第8条第2項第2号の規定により、貴審査会に諮問します。

記

諮 問 1 思想、信条、宗教等の情報を収集する場合について

類 型	収集する理由又は必要性
相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により、思想、信条、信教等に関する個人情報が提供される時。	市民等から寄せられる相談、陳情、要望、意見等は、自己の意思に基づいて、自己の意見、考え方等を実施機関に知ってもらい、実施機関の適切な対応を期待するもので、その際、自己の思想、信条、信教等の個人情報が含まれることが考えられる。 この場合、これらの情報は、市民等から一方的に提供されるものであり、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を取り扱う限り、個人情報保護上の問題は起こらないものと考えられる。
刊行物等で一般に入手し得るものから収集するとき。	公に出版されている新聞や雑誌等に掲載され、既に不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にある思想、信条、信教等の個人情報を実施機関の事務の必要性から収集することが考えられる。 この場合、事務の目的の必要最小限の範囲内で収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないものと考えられる。
作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等に含まれる思想、信条、信教等に関する個人情報を取り扱うとき。	作文等のコンクールや試験等において作成される作文、論文等に思想、信条、信教等の個人情報が含まれることが考えられる。これらの情報は、本人の意思により提供されるものであり、事務の性質上、収集せざるを得ないものである。

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

本人以外から個人情報を収集する場合について（諮問）

実施機関が執行する下記の事務については、事務の性質上、本人以外から個人情報を収集しており、今後も引き続き行なう必要があることから、石狩市個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定により、貴審査会に諮問します。

記

諮 問 2 本人以外から個人情報を収集する場合について

類 型	収集する理由又は必要性
各種の申請、届出等に伴い、提出される情報に当該申請者、届出者等以外の者の個人情報が含まれているとき。	申請書の内容に、当該申請者、届出者等以外の者に関する個人情報が要件として定められているときがある。
国又は他の地方公共団体から事務の執行上送付されてくる通知の中に個人情報が含まれているとき。	国又は他の地方公共団体から事務の執行上送付された資料等に個人情報が含まれている場合、その情報は国等の事務の執行の過程で送付されるものであり、その性質上、収集せざるを得ないものである。

石 狩 市 情 報 第 8 4 号  
平成15年6月17日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

個人情報の利用及び提供の制限について（諮問）

実施機関が執行している下記の事務については、市民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政の迅速性を図る面などから、個人情報を取り扱う事務の目的以外で実施機関内外における個人情報の利用・提供を行っており、今後も引き続き行なう必要があることから、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の規定により、貴審査会に諮問します。

記

諮 問 3 個人情報の利用及び提供の制限について

類 型	利用・提供する理由又は必要性
社会的関心が高い等市民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に、報道機関への公表や報道機関等からの取材、要請に応じて個人情報を提供するとき。	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内である場合は、報道機関に公表し、又は報道機関の取材に応じることが必要な場合がある。
栄典、表彰等の候補者の選考のため、候補者に関する個人情報を実施機関内で利用し、又は他の実施機関、国、他の地方公共団体に提供するとき。	本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障をきたしたり、事務の円滑な実施を困難にするおそれがあるほか、情報の客観性・正確性が確保できず、事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。

諮問3 個人情報の利用及び提供の制限について（個別）

番号	事務の名称	所管課	利用・提供 する主な 項目	利 用・提 供先	内 容 ・ 理 由	備 考
1	・ 固定資産の評価及び賦課事務	市) 税務課	土地所有者の氏名、登記上の住所、土地面積、台帳地目等	総) 情報管理課	地籍調査成果品の維持管理体制の強化を図り、利用者の利便性の確保と成果品の利活用を含めた統合的地理情報システム(=GIS)を構築するため、当該情報を利用する。	情報管理課で収集した情報を市役所内部の各担当の業務に応じて提供している。

2	・固定資産の評価及び賦課事務	市) 税務課	土地所有者の氏名、現住所	生) ごみ対策課	空地における雑草の除去に関する依頼を行う際に、土地所有者(=不在地主)に対して連絡をとる必要があるため、当該情報を利用する。	
3	・固定資産の評価及び賦課事務	市) 税務課	土地・建物所有者の氏名、現住所	建) 都市計画課	都市計画の調査、決定又は変更に関する事務を行う際に、対象となる地区の土地所有者及び建物所有者に連絡をとる必要があるため、当該情報を利用する。	
4	・固定資産の評価及び賦課事務	市) 税務課	所在地番、建物用途、建築面積、延床面積、敷地面積、建築年、建物構造、階数等	建) 都市計画課	都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査のデータを作成するため、当該情報を利用する。	調査の実施主体は北海道であり、調査結果については、北海道建設部都市計画課に報告する。
5	・固定資産の評価及び賦課事務	市) 税務課	土地所有者の氏名、現住所	水) 下水道管理課	公共下水道事業に要する費用の一部に充てる受益者負担金を賦課する際に、対象となる土地の所有者を把握するため当該情報を利用する。	
6	・住民組織推進関係事務	生) 市民生活課	氏名・住所・電話番号・FAX番号	実施機関内	広報誌の配布依頼等、地域の代表者と直接連絡調整を行うことが必要な事業を行っている部署が、代表者の連絡先等を利用する。	
7	・戸籍事務	市) 市民課	刑の内容、刑期、執行猶予の期間等	選挙管理委員会	執行猶予付きの一般犯罪の情報は、公職選挙法の通知規定にはないが、執行猶予が取り消された場合においては、当該執行猶予付き一般犯罪の内容により、公民権停止期間を算定する必要があるため、選挙管理委員会に提供する。	
8	・農業委員会委員選挙人名簿調整事務	選挙管理委員会	氏名、生年月日、親族関係、続柄、耕作面積	農業委員会	農業経営の状況、農業従事者の把握等を農業委員会が行うため、農業委員会委員選挙人名簿を農業委員会に提供する。	

9	・水洗化促進事務	水) 業務課	水道使用者の住所、氏名、連絡先	水) 下水道管理課	水洗化普及促進を行うに際して、未水洗化家屋の水道の使用状況を所有者から把握する必要があるが、本人から情報を収集することが困難であるため、水) 業務課から提供を受けている。
10	・火災予防指導事務	保) 福祉生活課	氏名、住所、性別、生年月日、障害の程度等	石狩北部地区消防事務組合	火災予防の観点から、年に一度市内の高齢者（70歳以上）の自宅を訪れ、火の取扱いについて指導を行っており、該当者に連絡をとる必要があるため、保) 福祉生活課から当該情報の提供を受けている。
11	・保険・福祉サービスの対象となる要援護高齢者や心身障害者（児）に対する処遇事務	保) 福祉生活課、介護保険課	氏名、年齢、住所、性別、生年月日、障害の程度等	総) 情報管理課	災害時において迅速に対応するため、又、年に0度福祉生活課から当該情報の提供を受け、地理情報システム（=GIS）として活用を計る。

よろしくご審議の程お願いします。

【向田会長】 それでは、この件について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 *＝配布資料について説明＝*

諮問説明に入ります前に、一言申し上げます。委員の皆様には、追加資料として、郵送でお配りしています【参考資料2 今回の諮問についての補足】の中で、今回の諮問の経過について触れていますが、行政一般における個人情報の取扱いについて、昨今、関心が高まっていることから、情報管理課において、市役所内部の個人情報を取り扱う事務の見直しを行ったところ、「審査会へ意見を聴いた上で行う事務」の中に未整理の部分が一部あることが明らかになり、整理をするために今回の諮問に至りました。

諮問案の作成に際しては、各部局にまたがる同じ種類の事務については、「類型」のかたちで整理し、それぞれの部署において独自の事務や、類型化するのが困難な事務については、「個別の事務」ごとに整理しました。よろしくご審議の程お願いします。

《諮問1の審議》

それでは、諮問1の説明に入らせていただきます。諮問1については、市役所内の複数の部署で共通する事務があったことから「類型」のかたちで、整理いたしました。

まず【諮問案】と【参考資料 類型の具体例】を御覧ください。資料の内容としては、【諮問案】に「類型」と「収集する理由又は必要性」、【参考資料】に「類型」と「想定している事例」が記載されており、「類型」については、同じ内容となっております。2つの資料を並べて御覧いただければと思います。

それでは、諮問1の内容に入ります。

個人情報保護条例の8条2項は、思想、信条、宗教などの情報については、収集してはならないことになっていますが、審査会の意見を聴いた上で収集する場合には、この限りではないという条文になっており、これに基づく諮問です。

＝諮問1の内容を諮問案・想定している事例を読み上げながら説明＝

以上で、諮問1についての説明をおわらせていただきます。

【向田会長】ありがとうございます。それでは、今の説明で、何か疑問・質問がありましたらどうぞ。

この諮問1につきましては、石狩市個人情報保護条例第8条第2項第2号の規定により、審査会に諮問することになっております。

読み上げますと、「実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集する」となっております。この諮問1につきましては、説明にありましたように類型化して、諮問するというかたちになったわけです。ここで具体的にはどのような例を想定しているかということも説明にあったとおりです。

今の説明について何かご質問はございませんでしょうか？

これらの事務については、一部未整理だということで、これまで審査会にかけないで行っている事務があるために、早急にこれを解消したいという意図です。矢吹委員、どうですか？

【矢吹委員】説明自体については、特にありません。

【向田会長】それでは、諮問1につきましてご意見を伺います。

【植松委員】ここ(＝参考資料 類型の具体例)で書いている「想定している事例」以外に想定されるものは、今の段階では無いのですか？

【事務局】想定される部分につきましては、最初の相談、陳情等につきましては、窓口等の部分で、市民の方から直接又は電話での問い合わせがございます。ここに書いてありますようにあくまでも市側から求めているものではなく相手側からの相談に含まれているものでございますので、場合によっては、筆記をし

なければならないものもございます。そのようなことから、この場できっちりと整理をかけたいと思います。

2つ目の部分につきましては、市が事業をおこしたときイベントや講演者をお願いするときに、公にされている出版物などを参考にして人選にあたることとなりますので、これがここの一つの事例となろうと考えています。

次の部分につきましては、論文、作文などで試験に採用されますので収集せざるを得ないものとして、今回諮問をあげております。

【向田会長】諮問についていかがでしょうか？

【酒井委員】法律上の書き方ですから難しい書き方になっていますが…。思想、信条、宗教についてAさんBさんCさんと拾い出すのかと捉えるのかと、私も最初そのように理解していたのですが、違うのですね。基本的に本等によって公にされているものや仕事の場合に、収集というか、(収集という)言葉がいいのかなとは思いますが。結果的に収集となりますね。それでそこまでの段階のものですよということ。さきほどちょっと言いました、宗教でいったら〇〇宗が誰々、〇〇教が誰々というものではないということ。仕事の中で、業務の中で知り得た秘密という点で収集するという意味で、私はこれで問題が無いと思っています。

【矢吹委員】酒井委員が言うように、やむを得ないとは思いますが、ちょっと説明と一致していないと思うのが、作文等のところで、「収集する理由又は必要性」のところで、本人の意思により提供されるものであるという部分で、コンクールや試験については、そのとおりなのですが、想定している事例として、小中学校の授業となると、これは本人の意思による提供ではなくて、強制的にやむを得ず提出している場合であり、この部分については理由の説明と類型の内容に若干齟齬があるという感じがいたします。いずれも職務を行う上ではやむを得ないということ。…

【向田会長】類型化、必要性、そして想定している事例のところ、若干ずれがありますけれども、想定している事例が言葉足らずだということです。職務を遂行する上で、思想・信条等が含まれた作文や論文等の提供を受けることがあると思いますが…。

【事務局】資料に不手際がありまして申し訳ございません。

【向田会長】それでは、特に異論がなければ、諮問1については、これを可とするということよろしいでしょうか？

【委員一同】同意

《諮問2の審議》

【向田会長】それでは、諮問2に入ります。それでは、事務局から。

【事務局】 諮問 2 についても、諮問 1 と同様、複数の部署で共通する事務があったことから「類型」のかたちで、整理しました。

内容については、個人情報保護条例の 8 条 3 項関係であります。

＝諮問 2 の内容を諮問案・想定している事例を読み上げながら説明＝

【会長】 今の説明に対して、ご質問がありましたら。これは石狩市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 7 号に関することですから、本人収集の例外規定ですね。

「審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認めて収集する」ということでございます。国や道からの事務の中でこういう情報が出てくるということですか？

【事務局】 この部分というのは、絶対的な要件ではございませんが、例えば、国などで用地買収を行うときなどに、本人に連絡が取れないということで、本人に対する一後で個別の事例でもご説明申し上げますが一賦課情報である中の現住所を調べる場合などに、照会等が一部ございます。以上です。

【向田会長】 それでは、ご意見を。

類型の 1 はわかるのですが、2 については事務上、結構あるのですか？

【事務局】 はっきり言って、あまりございません。国や道からといたしましても、あまりございません。ただ現実的にそういう状況がおきたときに毎回審査会を開いてその中でご審議を願って、出すか出さないかということになりますと、事務処理上、ご迷惑をおかけする場合も考えたわけなんですけども

【矢吹委員】 想定がさかさまなのではないですか？というのは、例えば、北海道等から言われて石狩市が個人情報を提供する場合ではなくて、北海道から送られてくるようなものの中に個人情報が含まれているという場合ですよね。行政執行にあたって石狩市経由で道がやりたいといってきた時に、北海道から送られてきた文書の中に個人情報が含まれていた時に、見ざるを得ないというわけですね。

【事務局】 市としては、場合によってはお断りする場合がありますし、提供する場合においては、あらためて審査会を開くかたちになろうかと思えます。

説明が不十分で申し訳ありません。

【酒井委員】 逆の場合もありうると思っていたので。北海道から提供されることもあれば、北海道に提供することもあるのかと…。

【矢吹委員】 そうなのですが、条例 8 条 3 項では収集するときを規定しているんですよ。状況としては、両方あるのですが、（現在審議しているのは）収集するときの諮問だと思ったものですから。

【向田会長】 類型と必要性と具体例についてはわかるのですが、説明のところでも混乱してしまいました。自治体によっては、このような内容についても毎回、審査会にかけているところもあるみたいですが、そこまでしなくともよいので

はないか、というのが私の受けた印象だったのですが。  
諮問2については、いかがでしょうか？よろしいですか？

【委員一同】同意

#### 《諮問3の審議》

【向田会長】それでは、引き続き諮問3に入ります。諮問3については、類型化と個別化の2つの案になっています。それでは、事務局から。

【事務局】諮問3については、これまでの諮問同様、複数の部署で共通するものについては、「類型」化しました。それぞれの部署において独自の事務や、類型化するのが困難な事務については、「個別の事務」ごとに整理しました。

内容については、個人情報保護条例10条で、目的外の内部利用や実施機関外部への提供について認めていませんが、これも審査会の意見を聴いた上での利用・提供であれば可とする条文になっており、これに基づく諮問です。

類型化の説明と個別の事業についてご説明申し上げます。なお、個別の事業については、私以外の担当者より直接説明申し上げますので、よろしく願います。

＝諮問3の内容を諮問案・想定している事例を読み上げながら説明＝

【向田会長】諮問3につきましては、個人情報保護条例10条5号に関わるものでして、「目的以外の目的で利用したり、実施機関以外のものに提供してはならない」といった趣旨となっています。この諮問3については、類型化されたものと個別化されたものの2つからなっております。どうぞ、ご質問などございましたら。個別的な情報というのは、税務関係の情報が多いですね。あと、将来、個別的な場合の情報について諮問にでてくる可能性はありますか？

【事務局】現在の時点ではありません。今回の諮問にあたり、庁内において該当事務について照会をかけた結果が今回の諮問の内容となっておりますが、場合によって、別の観点から諮問をかけなければならない案件はあるかと思えます。

【向田会長】どうぞご意見を。

諮問3の想定している事例で、良い業績の場合はわかるのですが、犯罪などの悪い場合については、もう少し補足説明を願えますか？

【事務局】端的にいいまして、市職員がおこした事故や犯罪について、その部分が報道機関に情報として提供することがあるという場合です。市民の関心が高いこともありますので…、そのような場合が例としてあげられます。

【向田会長】なるほど、一般的にある話というわけではないですね。

矢吹委員どうでしょう？

【矢吹委員】これらの表に挙げられている情報が個人情報に該当するかどうかを考えていたところですよ。こういう提供をするということを認めること自体は、

ここに書かれている個別事業の職務の遂行上、当然必要なのだと思いますが、住民組織推進関係事務にある町内会の会長の氏名・住所など、町内会という団体の代表者の氏名、住所などは個人情報に該当するのかな？と。ただ、ここ（＝審議会）で一応、決めておくことには問題は無いと思いますが。

【植松委員】副会長と同じことを聞こうと思っていたのですが。さきほど会長がご質問されたように、犯罪事項についてはどうなのかな？という部分があるのですけれども。過去にこの条例ができる前にそういうようなケースはあったのでしょうか？ どの程度で、どのようなことが出されるのかという点が気になるのですけれども。

【部長】御質問のケースについては職員が懲罰にかかる場合と理解するわけですが、過去の例では、市においては懲罰委員会というものがございまして、そこでそれぞれの懲罰の量刑を決めるわけですが、それが開く段階ではプレス発表をいたします。懲罰委員会については非公開で行いますが、結果についてはプレスからの問い合わせがあります。その結果について、それを記事にするかしないかはプレスの判断になってしまいますが、私どもとしては、軽度のものであれば名前を伏せるですとか、一般的に、飲酒運転の場合、現在ではほとんどオープンにしますが、過去の例については、名前を伏せた例もあったかもしれません。

【植松委員】犯罪や事故の場合には、警察発表で、記者クラブを通じて即、情報がいってしまうようなところがあるような気がします。

【事務局】行政処分と懲戒処分の関係がありまして、警察関係では今おっしゃられたとおり、警察からの発表となりますが、それにいたらないような行政処分については庁舎内部での情報になりますので、そのような場合については想定されると考えられます。

【向田会長】酒井委員何かございますか？

【酒井委員】今、オープンな時代になっておりますから、そのような問題が出てきたときには、少しずつ広がっていくのかなと思っているのですが、今の段階では、市の方で言われているような部分を考えていくと、少しずつ公表していくということも、またそのようなことを周知させていかなければならないということもわかりますので、問題が無いと思います。

【会長】この諮問3について特に意見が無ければ、そのまま可としたいと考えています。

【委員一同】同意

### 3 報告

【会長】それでは、平成14年度における情報公開制度と個人情報保護制度の運

用状況について、事務局の方で説明していただきたい。

【事務局】 =平成14年度情報公開と個人情報保護制度の請求状況のお知らせ=

【会長】 結果的には、審査会にあがってくるような事案は無かったわけですね。

どなたかご質問がありましたら。それでは、ほかに事務局から。

#### 4 その他

【事務局】 それでは、日当の変更についてのお知らせと審議会のアンケートについて連絡いたします。

=日当変更についてのお知らせ=

=市民参加制度に関する審議会アンケートについて=

#### 5 答申

【向田会長】 (答申書案を一読し、各委員に内容の確認をとった上で)

それでは、答申をします。

平成15年6月17日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 向田直範

平成15年6月17日付石情報第82号・83号・84号にて諮問のありました下記の件について審査した結果、下記の案については、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

#### 記

- 諮問1 思想、信条、宗教等の情報を収集する場合  
(条例第8条第2項第2号)
- 諮問2 本人以外から個人情報を収集する場合  
(条例第8条第3項第7号)
- 諮問3 個人情報の利用及び提供の制限をする場合  
(条例第10条第5号)

#### 6 閉会

【向田会長】 以上を持ちまして、会議を終了いたします。どうもご苦労様でした。